

[事案 2022-215] がん入院給付金等支払請求

・令和 5 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に、契約が解除されたことを不服として、解除の取消しおよびがん入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腺がんにより入院し手術を受けたため、平成 30 年 4 月に契約したがん保険にもとづきがん入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、がん入院給付金を支払ってほしい。がん入院給付金が支払われない場合には、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 加入 1 年前に、募集人に過去の前立腺がんの発症、ホルモン治療の実施を伝え、治療機関の検査表を見せたところ、5 年経ったら加入できるのでそれまで待つよう指示され、1 年待ってから加入した。
- (2) 募集人に病気のことを全て伝え、加入できると言われたため契約したが、告知義務違反で解除されたことには納得がいかない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成 24 年 6 月に前立腺がんの告知を受けていたため、本契約の約款にもとづき、責任開始期前のがん診断確定により契約は無効である。
- (2) がんの既往歴についての告知書の質問について、申立人は事実に反する告知をしており、募集人が勤務していた代理店からの報告によれば、告知妨害や不告知教唆の事実は認められない。
- (3) 上記 (2) の報告によれば、募集人は被保険者からがん罹患歴を聞いた場合には引き受けできないと伝えているとのことであり、これは常識的で募集人として間違いようのない内容である。また、がん罹患歴があっても 5 年経過すれば契約できると発言した記憶はないし、その様な発言はあり得ないとのことである。
- (4) 約款の規定にもとづき、告知前のがん診断確定を被保険者が知っていた場合には、保険料は払い戻さない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。